

## 添付資料「卒業認定に関する方針」

### 卒業認定に関する方針

- ・本校の専門課程において1単位の単位数を授業時間数換算する場合は、1単位は講義及び演習においては15時間から30時間とし、実験・実習及び実技においては30時間から45時間の範囲とする。
  - ・前項の規定にかかわらず、臨床実習については45時間とする。
  - ・1年間で取得できる単位の上限は42単位とする。
- 以上の項目に従ったうえで、専門課程の全課程の修了要件62単位以上(プロテクニカル専攻科は30単位以上)を取得した者に対して、所定の課程を修了したと認め、卒業証書を授与する。